Report 01

環境省

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の公布

標記法律が平成22年5月10日に公布されました。その概要は以下のとおりです。 平成22年5月10日／環境省

環境省（閣議決定時） URL http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205

改正の背景

●一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。

●地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。

●近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】

※現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。

【大気汚染防止法改正】

※現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類※1及び事業者の範囲※2）を拡大。

【水質汚濁防止法改正】

※1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。

※2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】

●ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握

●汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

施行期日

公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。

ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。

Report 02

参議院環境委員会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議

平成22年5月11日／参議院環境委員会

平成22年5月19日に公布された標記法律に対し、参議院環境委員会より附帯決議がなされました。その全文は次のとおりです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成22年5月11日／参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、 排出事業者責任の在り方については、不適正処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。

二、 優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐって都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混乱が生じないよう適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。

三、 電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量、受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。

四、 廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。

五、 廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方について、関係省庁一体となって検討を行うこと。

六、 放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。

七、 希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。

右決議する。